

# 自治体会員 会員規則

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

## （背景）

第1条 近年、気候変動や生物多様性の喪失などの社会課題が顕在化しており、地方公共団体に於いても「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地方公共団体実行計画」の策定など、地域の脱炭素化に向けた取組みが求められている。また、企業等における気候関連情報開示やサプライチェーン上の脱炭素対応の進展がみられる中、自治体による実務的支援と適切な助言は地域産業の競争力維持・向上にも直結する。地域の脱炭素取組みを推進するうえで、地方公共団体と地域企業等が一体となって現状を把握し、課題を踏まえた実施計画等の策定に取り組むことが必要となっている。

## （目的）

第2条 この規則は、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会（以下「本会」という。）定款第2章第5条2項に基づき、自治体を対象とする「自治体会員」の定義および会員に関する必要事項を定めることを目的とする。地方公共団体が脱炭素化の取組みを進める上で欠かせない地域企業との連携を促進するため、地方公共団体に属する職員が、民間企業における「GHG 排出量の把握」と「情報開示」、「具体的な削減計画の立案」などの実務的知見を高め、適切な助言およびアドバイスを提供できるよう支援する。これにより、本会は地域の脱炭素化および持続可能な社会の構築に貢献することを目指すものとする。

## （会員の位置づけと定義）

第3条 本会の会員は、定款第2章第5条1項に基づく（1）正会員および（2）法人会員（特別賛助会員を含む）。ならびに、同2項に基づく、（3）アカデミー会員、（4）自治体会員および（5）リテラシー会員とする。

2 自治体会員とは、日本国内の行政機関であり、具体的には都道府県または市区町村を指す。自治体会員は、本会の事業の趣旨に賛同し、本会の活動に協力することを必要とする。

## （入会金および年会費）

第4条 自治体会員は、本会理事会の定めにより、入会金および年会費を納めることを要しない。

## （会員の手続き）

第5条 自治体会員になろうとするものは、別に定める申込書等に必要事項を記入のうえ本会事務局に提出しなければならない。

## （入会の承認）

第6条 第5条による申込みを受け、理事会の承認をもって会員となる。理事会は、会員申込み事項が、以下の項目に一つでも該当する場合は、入会を承認しない。

- （1） 本会の趣旨に賛同していないと判断した場合
- （2） その他、会員とすることを不適当と判断した場合

## （会員の権利）

第7条 自治体会員は、その行政機関に属する構成員（職員）に対して、定款第2条（1）で定めた本会事業に参加する機会を付与することができる。なお、本会は、事業の内容により、当該参加構成員に対して参加費等を課することがある。

(会員の義務)

第8条 会員は、この規程のほか、法令、定款、資格取得者倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・規則等を順守しなければならない。

- 2 会員は、窓口責任者・担当者等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに本会へ届け出なければならない。なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠による会員の損害について、本会は責任を負わないものとする。
- 3 前項に違反した場合、又は、会員の責に帰すべき事由により本会において会員の所在が不明になった場合は、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する資料等（以下「会員向け資料等」という。）の発行を停止することができるものとし、また、その後にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は協会に対して、協会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け資料等の発行を要求することはできないものとする。
- 4 会員が、この規程のほか、法令、定款、資格取得者倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、本会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するとき、定款8条に定める手続きに従い、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

- 2 会員は、最終の会員サービスの利用日（受講・受験の利用を含む）を起点とし、直近5年間における会員の権利の利用が一切ない場合には、自動的に会員資格を喪失するものとする。

(退会の手続き)

第10条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するとき、定款10条に定める手続きに従い、除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉・信用を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、正当な理由があるとき。

(規則外事項)

第12条 この規則に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、理事会の決議によって解決するものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規則は、2025（令和7）年5月1日から施行する。

2. 令和8年4月1日、理事会決議により、自治体会員の定義（主体）の明確化（第3条第2項）および記述表現（定款引用の削減）の適正化（第7条、第9条、第10条、第11条）を目的に改訂を行う。
3. 令和8年5月28日、理事会決議により、第3条第1項に新たな会員種類となるリテラシー会員の追加を行う。